

静岡医療センター 障害福祉サービス 利用のご案内

《 1.募集事業および詳細 》

事業名	療養介護、医療型障害児入所
事業内容	医療機関で長期療養生活を支えるサービスです。 医療的ケアを必要とする障害のある方のうち、常に介護を必要とする方に対して、主に機能訓練、療養上の世話、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行うことを目的としています。
主な対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県東部地域に在住の方 ・重症心身障害児者、または市町村の障害福祉課が重症心身障害状態と認めた者で、障害区分が5以上の方。 ・障害者手帳、療育手帳、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方 ・呼吸器管理を必要とせず、循環器やその他の重篤な合併症を有しない方。 ・対象年齢10歳以上。(※特別支援学校在学中の場合、要相談) ・相談支援事業所による相談支援を受けている方。 ・成年後見人が選任されている方。 (※選任されていない場合は、申し立てをしていただく必要があります。)
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・平日日中において、常勤医師および非常勤医師による複数名体制(一部曜日を除く)を敷いております。 ・施設運営基準上、日勤帯は職員が多数配置されておりますが、夜間帯は限られた人数の職員で対応します。
提供内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護師による療養上の管理・リハビリテーションによる機能訓練 ・食事、入浴、排泄、着替えなどの日中生活支援 ・療育活動、余暇活動などの日中活動支援 ・日常生活上の相談や支援
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の方は、利用者本人あるいは配偶者がいる場合は利用者本人と配偶者の所得、18歳未満の方は児童を監護する保護者の属する世帯(住民基本台帳上の世帯)の所得に応じた自己負担の上限月額があります。 ・ただし、上限月額よりもサービスに係わる費用の一割の金額の方が低い場合には、その金額をお支払いいただきます。その他に、食事や日用品費、諸雑費などについての実費負担があります。
提供することができる医療行為	喀痰吸引、気管切開の管理、経管栄養(経鼻、胃瘻・腸瘻)、ネブライザー、尿道留置カテーテル、酸素吸入、インシュリン、褥瘡管理、歯科治療など。
施設内の設備	<ul style="list-style-type: none"> ・居室内:荷物棚、エアコン、照明設備、ベッド、サイドテーブル、吸引設備、酸素吸入設備、間仕切りカーテン、火災報知器、スプリンクラーなど ・共用部分:浴室、トイレ、洗面台、テレビ、プレイルームなど
注意事項	・利用に至らず、利用の待機登録をされる場合、利用順を優先することや利用の確約することをお約束するものではございません。家庭状況や病床の状況等を鑑み病棟関係者と協議の上、随時利用をご案内します。
募集定員	若干名
募集期間	随時

事業名	生活介護、児童発達支援
事業内容	在宅で生活している就学前の医療ケアが必要な障害児、あるいは障害者の皆様(利用者様)をご家族に変わりお預かりし、日常生活の基本動作の指導、知能や技術の付与等の訓練や入浴・排泄および食事等の介護などの日常生活支援等を幅広く提供します。
主な対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県東部地域に在住の方(自家送迎可能な方)。 ・18歳以上で、障害支援区分が3以上の常時介護等の支援が必要な方。 ・未就学の障害児で、療育の観点から集団及び個別療育を行う必要があると認められる方。 ・障害者手帳、療育手帳、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方。 ・呼吸器管理を必要とせず、循環器やその他の重篤な合併症を有しない方。
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤医師および非常勤医師による複数名体制(一部曜日を除く)。 ・サービス管理責任者 ・看護師(病棟兼務) ・保育士(病棟兼務)
提供内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護師等による療養上の管理 ・食事、入浴、排泄、着替えなどの日中生活支援 ・療育活動、余暇活動などの日中活動支援 ・日常生活上の相談や支援
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証の決定額に基づき、1割分が利用者負担額となります。 ・昼食費(¥300)、活動材料費(¥100)として利用毎費用がかかります。栄養剤をご持参いただく場合、食費はかかりません。 ・入浴費(¥400)、週1回利用できます。
提供することができる医療行為	喀痰吸引、気管切開の管理、経管栄養(経鼻、胃瘻・腸瘻)、ネブライザー、酸素吸入、インシュリン(要相談)
準備物	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子(普段使用しているもの)、車椅子の付属品(テーブル、日よけなど) ・着替え一式(必要枚数) ・オムツ・お尻拭き等の排泄セット一式 ・入浴セット(バスタオル、フェイスタオル、ボディソープ、シャンプーなど) ・歯磨きセット等衛生用品(必要に応じてご持参ください) ・栄養剤(胃瘻、腸瘻からから栄養を注入される場合ご持参ください) ・その他、寒さ暑さに対応できるものやクッションやマットなど必要に合わせてご準備ください。
募集定員	曜日ごとの定員になり次第、締め切らせていただきます。
募集期間	定員に達し次第終了

事業名	短期入所（医療型）
事業内容	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
主な対象者	遷延性意識障害児・障害者、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・障害者等
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・平日日中において、常勤医師および非常勤医師による複数名体制(一部曜日を除く)を敷いております。 ・施設運営基準上、日勤帯は職員が多数配置されておりますが、夜間帯は限られた人数の職員で対応します。
提供内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護師等による療養上の管理 ・食事、入浴、排泄、着替えなどの日中生活支援 ・療育活動、余暇活動などの日中活動支援 ・日常生活上の相談や支援
利用料	<p>18歳以上の場合には利用者とその配偶者の所得、18歳未満の場合には児童を監護する保護者の属する世帯(住民基本台帳上の世帯)の所得に応じた自己負担の上限月額があります。</p> <p>ただし、上限月額よりもサービスに係る費用の1割の金額の方が低い場合には、その金額を支払います。その他に、食費、光熱水費などについての実費負担があります。</p>
提供することができる医療行為	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引、気管切開の管理、経管栄養(経鼻、胃瘻・腸瘻)、ネブライザー、尿道留置カテーテル、酸素吸入、インシュリン、褥瘡管理など。
準備物	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子(普段使用しているもの)、車椅子の付属品(テーブル、日よけなど)・着替え一式(必要枚数) ・オムツ・お尻拭き等の排泄セット一式 ・入浴セット(バスタオル、フェイスタオル、ボディソープ、シャンプーなど)・歯磨きセット等衛生用品(必要に応じてご持参ください) ・栄養剤(胃瘻、腸瘻からから栄養を注入される場合ご持参ください) ・その他、寒さ暑さに対応できるものやクッションやマットなど必要に合わせてご準備ください。
募集定員	若干名
募集期間	随時

《 2.共通の応募要件 》

各種手帳等	障害者手帳、療育手帳および各事業に応じた障害福祉サービス受給者証をお持ちの方。
制限事項	・病棟の医療体制を考慮し、下記に記載の方はご遠慮いただく場合がございます。 1.気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方、これらに類似する心肺機能等に障害がある方。 2.入院加療や通院治療、高度医療処置が必要な方、あるいは常時の治療や24時間常時の看護が必要な方。 3.精神疾患で治療が必要な方、自傷行為あるいは他害行為などにより他の利用者に暴力・暴言などの危険行為や迷惑行為をかける恐れがある方。 4.疥癬などの感染症により利用不可と判断した方。 5.入所受け入れ時の健康状態(発熱、風邪症状、流行性感染症など)が悪いと判断した方 ※これ以外の治療行為については、要相談。

《 3.利用までの流れ 》

1. 相談受付

利用希望の旨を問い合わせ先までご一報下さい。



2. 書類送付

必要書類をご準備の上、問い合わせ先までお送り下さい。



3. 施設見学・体験利用及び懇談

- ・施設見学：平日(月曜～金曜) 10時～16時、随時対応しております。
- ・体験利用：平日(月曜～木曜) 10時～16時、随時対応しております。
- ・懇談：平日、曜日は要相談。



4. 選定及び利用決定

利用の選定を行います。利用をお願いする場合には、当院よりご連絡いたします。



5. 利用開始

本人様・ご家族様の都合の良い日からの利用となります。

《 4.共通の提出書類 》

1. 診療情報提供書

かかりつけ医師が複数名いる場合には、各医師による診療情報提供書をご準備下さい。
所定の書式はございません。各施設(病院、クリニック、診療所等)の書式をご使用下さい。

2. 静岡医療センター さくら病棟 予診票 ～お尋ねしておきたいこと～

主に介護しているご家族様が、できる限り詳細にご記入下さい。

※令和元年以前から各事業に関わりのある方のうち、以下に該当する場合は、最新の診療情報提供書および予診票を再度ご提出ください。

- 利用を中断し、1年以上経過している場合
- 利用待機登録から1年以上経過している場合

※予診票につきましては、ホームページからダウンロードおよび印刷が可能です。

《 5.お問合せ先 》

独立行政法人国立病院機構 静岡医療センター ☎ (055) 975 - 2000(代)

事業名	担当者
療養介護、医療型障害児入所 短期入所（医療型）	主任児童指導員 戸田
生活介護、児童発達支援	サービス管理責任者 中島（保育士）

（※平日 9:00～17:00、土日・祝祭日は対応できません。）